

仙台市役所本庁舎建替基本設計業務委託に係る

公募型プロポーザル評価要領

仙台市財政局理財部
本庁舎建替準備室

仙台市役所本庁舎建替基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル 一次審査評価要領（参加表明書・技術提案書）

1-1. 一次審査評価要領

- (1) 一次審査の評価項目及び配点は以下のとおりとする。
- (2) 参加表明書審査結果と技術提案書審査結果を下記の割合に応じて配点を行う。
- (3) 審査委員の平均点を一次審査評価点とする。小数点以下は四捨五入とする。
- (4) 評価点が同点の場合は、審査委員会にて再度協議を行ったうえで、再評価を実施し二次審査対象者を決定する。

1-2. 評価項目

〔配点合計100点〕

評価対象	配点
参加表明書審査結果×0.2	20
技術提案書審査結果×0.8	80

2-1. 参加表明書評価要領

- (1) 参加表明書の評価項目及び配点は以下のとおりとする。
- (2) 参加者名等が特定されないよう参加表明書等の一部を処理してから評価を行う。
- (3) 過去15年以内（平成17年4月1日から令和2年3月31日まで）に元請けで完了した実績とする。
- (4) 設計共同企業体の構成員として行った設計実績については、代表構成員として行ったものに限る。
- (5) 日本国内の建築物の業務に限る。
- (6) 業務実績において庁舎等とは、平成31年国土交通省告示第九十八号別添二に掲げる建築物の類型四 建築物の用途等 第2類及び類型十二 建築物の用途等 第2類をいう。
- (7) 業務実績において事務所等とは、平成31年国土交通省告示第九十八号別添二に掲げる建築物の類型四 建築物の用途等 第1類及び第2類をいう。
- (8) 二以上の用途を有する複合用途建築物の場合は、それぞれ国又は地方公共団体の庁舎では用途に供する部分の床面積、事務所等では用途に供する部分の床面積に読み替える。
- (9) 各評価項目の合計を参加表明書評価点とし、各審査委員の持ち点は、参加表明書審査1件につき100点とする。

2-2. 評価項目

〔配点合計100点〕

評価対象	配点
(1) 参加者の業務実績	21
(2) 参加者の受賞実績	6

(3) 配置予定技術者の業務実績・ 受賞実績	建築設計統括技術者（管理技術者）	2 1
	建築設計主任技術者	1 5
	構造設計主任技術者	1 3
	電気設備設計主任技術者	1 0
	機械設備設計主任技術者	1 0
(4) 仙台市内本店企業における加点		4

(1) 参加者の業務実績

評価	点数
国又は地方公共団体の延床面積 20,000 m ² 以上の庁舎等又は延床面積 30,000 m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	1 5
国又は地方公共団体の延床面積10,000m ² 以上の庁舎等又は延床面積20,000 m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	1 0
国又は地方公共団体の延床面積8,000 m ² 以上の庁舎等又は延床面積10,000 m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	5
上記実績のうち、高さ60m以上の建物の設計実績がある（加点）※1	3
上記実績のうち、議場を含む自治体本庁舎に該当する設計実績がある（加点）※2	3

※1 高さとは、建築基準法施行令第二条第1項第六号に規定する建築物の高さとする。

※2 議場を含む自治体本庁舎とは、議場及び議会諸室等の議会機能並びに普通地方公共団体の長の執務室を含む諸室、災害対策関連諸室、その他事務諸室等の行政機能を有する自治体本庁舎とする。

(2) 参加者の受賞実績

以下に示す条件をすべて満たす設計業務における受賞実績について、最大3件を評価する。

- ①日本国内における元請けもしくは設計共同企業体の代表構成員として完了したもの。
- ②過去10年以内（平成22年4月1日から令和2年3月31日まで）に、新築の建築物に係る設計業務として完了したもの。
- ③建物の規模及び類型は問わないものとする。

評価	点数
対象受賞実績が3件	6
対象受賞実績が2件	4
対象受賞実績が1件	2
対象受賞実績が0件	0

評価の対象となる受賞実績
a. 日本建築学会賞（作品）
b. 日本建築学会作品選集作品選奨
c. JIA 日本建築大賞
d. JIA 新人賞

e. 公共建築賞（優秀賞以上）
f. BCS 賞
g. グッドデザイン賞（特別賞以上）
h. 村野藤吾賞

(3) 配置予定技術者の業務実績・受賞実績

建築設計統括技術者（管理技術者）

評価	点数
国又は地方公共団体の延床面積 20,000 m ² 以上の庁舎等又は延床面積 30,000 m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	1 2
国又は地方公共団体の延床面積10,000m ² 以上の庁舎等又は延床面積20,000m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	8
国又は地方公共団体の延床面積5,000m ² 以上の庁舎等又は延床面積10,000m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	4
上記実績のうち、高さ60m以上の建物の設計実績がある（加点）※ 1	3
上記実績のうち、議場を含む自治体本庁舎に該当する設計実績がある（加点）※ 2	3
受賞実績 1件（加点）※ 3	3

※ 1 高さとは、建築基準法施行令第二条第1項第六号に規定する建築物の高さとする。

※ 2 議場を含む自治体本庁舎とは、議場及び議会諸室等の議会機能並びに普通地方公共団体の長の執務室を含む諸室、災害対策関連諸室、その他事務諸室等の行政機能を有する自治体本庁舎とする。

※ 3 建築設計統括技術者（管理技術者）の受賞実績は本要領 2 - 2 (2) ①から③に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

建築設計主任技術者

評価	点数
国又は地方公共団体の延床面積 10,000 m ² 以上の庁舎等又は延床面積 20,000 m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	1 2
国又は地方公共団体の延床面積5,000m ² 以上の庁舎等又は延床面積10,000m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	8
国又は地方公共団体の延床面積3,000m ² 以上の庁舎等又は延床面積5,000m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	4
受賞実績 1件（加点）※ 1	3

※ 1 建築設計主任技術者の受賞実績は本要領 2 - 2 (2) ①から③に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

構造設計主任技術者

評価	点数
国又は地方公共団体の延床面積 20,000 m ² 以上の庁舎等又は延床面積 30,000 m ² 以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	7
国又は地方公共団体の延床面積10,000m ² 以上の庁舎等又は延床面積20,000m ² 以上の	5

事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	
国又は地方公共団体の延床面積5,000㎡以上の庁舎等又は延床面積10,000㎡以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	3
上記実績のうち、免震構造を有する建物の設計実績がある（加点）	3
受賞実績 1件（加点）※1	3

※1 構造設計主任技術者の受賞実績は本要領2-2(2)①から③に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

電気設備設計主任技術者

評価	点数
国又は地方公共団体の延床面積 20,000 ㎡以上の庁舎等又は延床面積 30,000 ㎡以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	7
国又は地方公共団体の延床面積10,000㎡以上の庁舎等又は延床面積20,000㎡以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	5
国又は地方公共団体の延床面積5,000㎡以上の庁舎等又は延床面積10,000㎡以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	3
受賞実績 1件（加点）※1	3

※1 電気設備設計主任技術者の受賞実績は本要領2-2(2)①から③に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

機械設備設計主任技術者

評価	点数
国又は地方公共団体の延床面積 20,000 ㎡以上の庁舎等又は延床面積 30,000 ㎡以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	7
国又は地方公共団体の延床面積10,000㎡以上の庁舎等又は延床面積20,000㎡以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	5
国又は地方公共団体の延床面積5,000㎡以上の庁舎等又は延床面積10,000㎡以上の事務所等の建築物に係る新築の基本及び実施設計に関する業務実績。	3
受賞実績 1件（加点）※1	3

※1 機械設備設計主任技術者の受賞実績は本要領2-2(2)①から③に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

(4) 仙台市内本店企業における加点

評価	点数
仙台市内本店企業が単体企業で参加する場合 仙台市内本店企業が設計共同企業体の代表構成員又は構成員で参加する場合	4

3-1. 技術提案書評価要領（一次審査）

- (1) 技術提案書（一次審査）の評価項目及び配点は以下のとおりとする。
- (2) 参加者名等が特定されないよう技術提案書等の一部を処理してから評価を行う。
- (3) 各審査委員は、審査委員会にて協議を行ったうえで、各技術提案書を精査し、協議結果を反映した評価を行う。
- (4) 各評価項目の合計を技術提案書評価点とし、各審査委員の持ち点は、技術提案書1件につき100点とする。

3-2. 評価項目

〔配点合計100点〕

評価対象		配点
(1) コンセプト		10
(2) 実施方針		10
(3) 技術提案	テーマ1	20
	テーマ2	20
	テーマ3	20
	テーマ4	20

(1) コンセプト（業務理解度，取組意欲）

評価	点数
コンセプトの内容が充実しており極めて優秀なもの	10
コンセプトの内容が充実しており優秀なもの	8
コンセプトの内容が良好なもの	5
コンセプトの内容が一般的なもの	3
コンセプトの内容があまり評価できないもの	0

(2) 実施方針（実施体制の的確性）

評価	点数
実施方針の内容が充実しており極めて優秀なもの	10
実施方針の内容が充実しており優秀なもの	8
実施方針の内容が良好なもの	5
実施方針の内容が一般的なもの	3
実施方針の内容があまり評価できないもの	0

(3) 技術提案（各課題に対する技術提案内容についての的確性・実現性・独創性の観点から評価）

テーマ1～4についてそれぞれ以下の評価を行う。

評価	点数
技術提案の内容が充実しており極めて優秀なもの	20
技術提案の内容が充実しており優秀なもの	15

技術提案の内容が良好なもの	10
技術提案の内容が一般的なもの	5
技術提案の内容があまり評価できないもの	0

仙台市役所本庁舎建替基本計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 二次審査評価要領（技術提案）

1. 二次審査評価要領（技術提案）

- (1) 二次審査（技術提案）の評価項目及び配点は以下のとおりとする。実施方針、技術提案については一次審査（参加表明書・技術提案書）の評価点を持ち越さないこととし、二次審査対象者のプレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえて再度評価を行う。
- (2) 参加者名等が特定されないよう技術提案書の一部を処理してから評価を行う。
- (3) 各審査委員は、審査委員会にて協議を行ったうえで、各技術提案書を精査し、協議結果を反映した評価を行う。
- (4) 各審査委員の持ち点は、技術提案1件につき100点とし、審査委員の平均点を二次審査評価点とする。小数点以下は四捨五入とする。
- (5) 評価点が同点の場合は、審査委員会にて再度協議を行ったうえで、再評価を実施し受注候補者及び次点者を決定する。

2. 評価項目

〔配点合計100点〕

評価対象	配点
(1) 業務遂行能力	10
(2) 提案の実現性	30
(3) 技術提案	60

(1) 業務遂行能力（誠実度、協働力、対話力、課題解決力）

評価	点数
業務遂行能力が良好である	10
業務遂行能力が一般的である	8
業務遂行能力があまり評価できない	5
業務遂行能力が評価出来ないもの	0

(2) 提案内容の実現性

評価	点数
コスト・スケジュール・技術面における実現性について高い信頼性があるもの	30
コスト・スケジュール・技術面における実現性について信頼性があるもの	23
コスト・スケジュール・技術面における実現性について考慮されているもの	15
コスト・スケジュール・技術面における実現性が一般的なもの	8
コスト・スケジュール・技術面において実現性が評価出来ないもの	0

(3) 技術提案（全体としての再評価）再評価した点数の60%を計上

〔配点合計100点〕

評価対象		配点
コンセプト		10
実施方針		10
技術提案	テーマ1	20
	テーマ2	20
	テーマ3	20
	テーマ4	20

コンセプト（業務理解度，取組意欲）

評価	点数
コンセプトの内容が充実しており極めて優秀なもの	10
コンセプトの内容が充実しており優秀なもの	8
コンセプトの内容が良好なもの	5
コンセプトの内容が一般的なもの	3
コンセプトの内容があまり評価できないもの	0

実施方針（実施体制の的確性）

評価	点数
実施方針の内容が充実しており極めて優秀なもの	10
実施方針の内容が充実しており優秀なもの	8
実施方針の内容が良好なもの	5
実施方針の内容が一般的なもの	3
実施方針の内容があまり評価できないもの	0

技術提案（各課題に対する技術提案内容についての的確性・実現性・独創性の観点から評価）

テーマ1～4についてそれぞれ以下の評価を行う。

評価	点数
技術提案の内容が充実しており極めて優秀なもの	20
技術提案の内容が充実しており優秀なもの	15
技術提案の内容が良好なもの	10
技術提案の内容が一般的なもの	5
技術提案の内容があまり評価できないもの	0